

# 北栄町のまちづくりをみんなの手で

## 北栄町自治基本条例

資料 NO. 6

### 育てよう！まちづくりのルール

北栄町では、平成 19 年 4 月 1 日に「北栄町自治基本条例」を制定しました。

自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の 3 者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的ルールなどを定めた条例です。

平成 26 年 12 月、「北栄町自治基本条例審議会（林邦臣会長）」が、自治基本条例の見直しに関する提言書をまとめられ、町長に提言されました。

その中で、自治基本条例が町民に十分浸透していないとのご指摘を受け、あらためて、条例について知っていただき、条例により「協働と参画のまちづくり」を進め、活力に満ちた地域社会を築いていきましょう。



編集・発行  
政策企画課 電話 37-5864



# 北栄町自治基本条例の概要

3つのポイント

協働 住民参画 情報共有



## 町民の権利と責務

### 町民とは

「住民」(町内に住所を有する人で、外国人も含みます。)のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。

### 権利

町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができ(情報を知る権利)、政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できる(参画)権利を持ちます。

### 責務

町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることに努めます。

## 事業者の権利と責務

### 事業者とは

町内で事業活動を行う個人及び団体(法人を含みます。)をいいます

### 権利

事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。

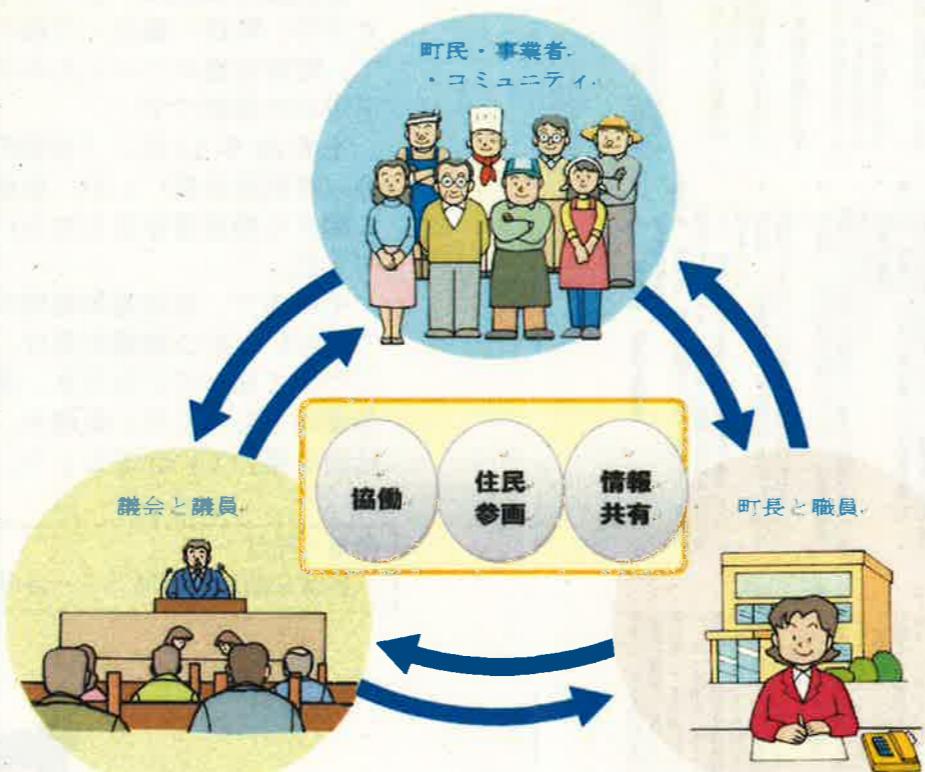
## コミュニティの役割

### コミュニティとは

町民は、安心して暮らすことできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めます。

### 責務

事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境及び生活環境に配慮するよう努め、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努めます。



## 議会の権限と責務

### 権限

町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持ち、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営の意思決定機関です。

### 責務

「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することに努めます。

### 議員の責務

議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に従事し、町政全体の観点から判断を行います。

## 協働と参画のまちづくり

### 参画とは

政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

### 町の責務

町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行います。

### 協働とは

異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。



### 町長の責務

町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

### 職員の責務

「市民本位」の立場に立って、公平・公正で誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、憲法や法令、条例、規則等を遵守するとともに、自ら知識や技能の向上に努めます。

## 町政運営の原則

### 自治体経営

社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効率的かつ効果的に運営します。

### 情報共有

町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めます。



